手帳（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第四項に規定する公的給付の支給等口座登録簿に関する情報をいう。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当関係情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の規定による改正前の児童手当法（以下「児童手当法」という。）の支給に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柳津町一般会計補正予算における、福島県柳津町から、子育て世帯を支援するための給付を実施する観点から支給される情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び住民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同項に掲げる事項に関する情報を含む。）並びに公的給付の支給等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第四項に規定する公的給付の支給等口座登録簿に関する情報

令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三百五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月三十一日　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　令和七年度多国間空挺演習（国外）参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年十一月二日から令和七年十二月二日まで
三　派遣人数（概数）　四十人程度
四　派　遣　地　域　イタリア共和国

○農林水産省
経済産業省
環境省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実
環境大臣　石原　宏高

一　名称　日本酪農協同株式会社
二　住所　大阪府和泉市小田町一丁目八番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇ミリリットル	一五八グラム	はっ酵乳・乳酸菌飲料用	令和三年三月経済産業省環境省告示第二号図第二のとおり
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二〇五グラム	牛乳・加工乳・乳飲料・清涼飲料用	令和三年三月経済産業省環境省告示第二号図第三のとおり

一　名称　協同乳業株式会社
二　住所　東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四〇〇グラム	牛乳・乳飲料用	令和三年三月経済産業省環境省告示第二号図第一のとおり

一　名称　森乳業株式会社
二　住所　埼玉県行田市富士見町一丁目三番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一七一グラム	牛乳・加工乳・乳飲料用	令和六年十月経済産業省環境省告示第三号図第四のとおり

一　名称　森永乳業株式会社
二　住所　東京都港区東新橋一丁目五番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四〇七グラム	牛乳・乳飲料用	平成九年八月農林水産省厚生通商産業省告示第二号図第二十一のとおり
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一三〇グラム	牛乳・乳飲料・酸菌飲料用	平成二十一年五月経済産業省農林水産省環境省告示第二号図五のとおり
プラスチック	白色	一	二・五グラム	牛乳・乳飲料・酸菌飲料の瓶用のキャップ	平成二十一年五月経済産業省農林水産省環境省告示第二号図六のとおり
ガラス	無色	一二五ミリリットル	一八一グラム	乳酸菌飲料用	平成二十四年四月経済産業省農林水産省環境省告示第一号図第五のとおり